

年金制度改革法案の内容 ③

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を月 65 万円から 75 万円に引き上げる。

2027 年 9 月から 68 万円、2028 年 9 月から 71 万円、2029 年 9 月から 75 万円に段階的に引上げ。

<見直しの効果>

- 賃上げが行われる中で、賃金が月 65 万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担してもらい、これまでよりも、現役時代の賃金に見合った年金を受け取れるようにする。
※月 65 万円の賃金は、平均的には賞与込みで年収 1,000 万円に相当する。
- さらに厚生年金全体の給付水準が上昇する。

例 賃金月 75 万円以上の方の保険料と年金額の変化

	保険料（本人負担）の変化 事業主が同額を負担	年金額の変化
月 75 万円 以上の方	+ 月 9,100 円 （社会保険料控除を考慮すると + 月 6,100 円 ） 月 59,500 円 → 月 68,600 円 （65 万円の 9.15%） （75 万円の 9.15%）	10 年該当すると + 月約 5,100 円（終身） （年金課税を考慮すると + 月約 4,300 円 ）

※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提をおいて試算している。

その他の公的年金の見直し

● こどもの加算などの見直し

年金を受給しながら、こどもを育てている方への加算を充実する。

<現行>

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円

<見直し後>

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円
基礎年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は、厚生年金にのみに加算が付きまます。

女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の配偶者の加算を見直す。

現行 408,100 円 → 見直し後 367,200 円、ただし、既受給者は現行の額のまま。

※上記の金額は、全て 2024 年度価格

● 脱退一時金の見直し（4 年以内に実施）

脱退一時金は、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するものだが、再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないこととする。

脱退一時金の支給上限を現行の 5 年から 8 年に引き上げる。

私的年金の見直し

● iDeCo の加入可能年齢の上限引上げ（3 年以内に実施）

働き方にかかわらず、70 歳になるまで iDeCo に加入し、老後の資産を形成できるようにする。

● 企業型 DC の拠出限度額の拡充（3 年以内に実施）

企業型 DC の加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる加入者掛金（マッチング拠出）について、事業主掛金の額を超えられないという制限を撤廃し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにする。

● 企業年金の運用の見える化（5 年以内に実施）

企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。